

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【公表番号】特表2015-516955(P2015-516955A)

【公表日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2015-039

【出願番号】特願2015-503573(P2015-503573)

【国際特許分類】

C 07 C	233/52	(2006.01)
A 23 L	2/00	(2006.01)
A 23 L	5/00	(2016.01)
A 23 G	1/00	(2006.01)
A 23 G	1/30	(2006.01)
C 12 G	3/04	(2006.01)
C 12 C	5/02	(2006.01)
A 23 L	27/20	(2016.01)
A 23 L	27/00	(2016.01)
A 23 G	3/34	(2006.01)
A 23 L	27/50	(2016.01)

【F I】

C 07 C	233/52	C S P
A 23 L	2/00	B
A 23 L	1/00	H
A 23 G	1/00	
C 12 G	3/04	
C 12 C	5/02	
A 23 L	1/226	D
A 23 L	1/226	E
A 23 L	1/22	C
A 23 G	3/00	1 0 8
A 23 L	1/238	

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月25日(2016.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

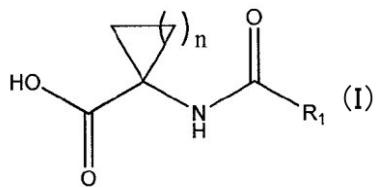
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式( I )

## 【化1】



式中、

R<sub>1</sub> はそれが付着されているカルボニル基と共にカルボン酸の残基であるように、R<sub>1</sub> は、6 ~ 20 個の炭素原子を含有するアルキル残基、または 1 ~ 6 個の二重結合を有する 9 ~ 25 個の炭素原子を含有するアルケン残基であり、および

カルボニル炭素原子に結合されているアミノ酸残基は、1 - アミノシクロアルキルカルボン酸 (ACC A) の残基であり、および

n は、1、2、3 または 4 である、

で表される化合物および / またはその食用塩を含み；

ここで、式 (I) の化合物は、N - パルミトイール 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>16</sub>:0 - ACC A)、N - ステアロイル 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>18</sub>:0 - ACC A)、N - リノレオイル 1 - アミノシクロプロピルカルボン酸 (C<sub>18</sub>:2 - ACC A)、N - リノレノイル 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>18</sub>:2 - ACC A)、N - オレオイル 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>18</sub>:1 - ACC A)、N - (9 - パルミテノイル) 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>16</sub>:1 - ACC A)、N - デカノイル 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>10</sub>:0 - ACC A) および N - ゲラノイル 1 - アミノ - シクロプロピルカルボン酸 (C<sub>10</sub>:2 - ACC A) からなる群から選択される、

フレーバー組成物。

## 【請求項2】

少なくとも 1 つのフレーバー共成分を含む、請求項1に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項3】

糖類、脂肪、塩、MSG、カルシウムイオン、リン酸イオン、有機酸、タンパク質、プリン類およびそれらの混合物からなる群から選択される成分を含む、請求項1または2に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項4】

担体材料およびアジュバントを含む、請求項1 ~ 3 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項5】

アジュバントが抗酸化剤である、請求項4に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項6】

エマルジョン形態の、請求項1 ~ 5 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項7】

粉末形態の、請求項1 ~ 5 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物。

## 【請求項8】

請求項1 ~ 7 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物を含む、食用組成物。

## 【請求項9】

請求項1 ~ 7 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物を含み、スクロース、高フルクトースコーンシロップ、フルクトースおよびグルコースから選択される炭水化物甘味料、またはアスパルテーム、アセスルファムK、スクラロース、シクラマート、ナトリウムサツカリン、ネオテーム、レバウジオシドA、および / または他のステビアベースの甘味料から選択される高強度非栄養甘味料を含有する、カロリーまたはノンカロリー飲料。

## 【請求項10】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のフレーバー組成物を含む、大豆ベースの食用組成物。

【請求項 1 1】

請求項 1 に定義された化合物を 0.01 ~ 1 重量 % 含む、貯蔵液。

【請求項 1 2】

溶媒がエタノール、トリアセチン、グリセロールおよびミグリオールまたはこれらの混合物からなる群から選択される、請求項 1 1 に記載の貯蔵液。

【請求項 1 3】

食用組成物における、請求項 1 に定義された化合物の使用。